

再発防止策の実施状況について

科学捜査研究所

- 1 鑑定作業のチェック機能の強化【9月8日～】
次の各段階において、担当上司が立ち会い、業務管理を実施。
 - ① 新たに、警察署等から、鑑定の依頼を受けたとき
 - ② 鑑定作業の前に、対象資料の外観を目視で確認するとき
 - ③ 対象資料から、鑑定作業に必要な部分を切り取る時
 - ④ DNA濃度の計測結果を、資料として印字するとき
 - ⑤ DNA型の分析結果を、資料として印字するとき
 - ⑥ 鑑定作業の後、余った対象資料を、警察署等に返還するとき
- 2 DNA型鑑定の担当者を新たに2人配置予定【令和8年4月の配置に向け、採用選考試験実施済】
- 3 警察署との連絡・調整窓口を設置【9月8日～】
- 4 鑑定嘱託の必要性等に係る確認【10月22日～】
警察署から本部事件主管課に鑑定嘱託の必要性等を確認。
- 5 事務作業支援担当者の配置【11月1日～】
- 6 福岡県警察科学捜査研究所への派遣【10月1日～】
業務の在り方について、新たな視野が得られるよう、職員1名を派遣。
- 7 警察庁指定広域技能指導官による講義【12月17、18日予定】
科学捜査研究所職員、捜査員、鑑識課員を対象とした「DNA型鑑定業務」に関する講義を実施予定。
- 8 福岡県警察科学捜査研究所管理官による指導【10月20日】
- 9 警察庁特別監察の受監【10月8日～】
- 10 外部有識者による教養【11月25日】
久留米大学医学部の神田教授による職員に対する倫理教養を実施。



全職員(全所属)

※ 下線部(黒色)は、決算特別委員会の際、説明した施策
下線部(赤色)は、決算特別委員会以後の進捗

- 1 全所属に対し、本事案の発生要因等を踏まえ、以下の取組の推進を求める通達を发出【9月8日】
 - 職員の高い倫理観のかん養
 - 職務に当たり作成する公文書の適切な取扱い
 - 幹部職員による適切な業務管理
- 2 全警察署に対する巡回指導(首席監察官等)【8月、9月、11月、12月】
- 3 警察本部の全職員の幹部職員に対する指導(警務部長・首席監察官等)【8月、9月、12月】
- 4 警察署長会議の開催(本部長等から幹部職員に対する訓示・指示)【10月9日】
 - 県警察に対し、多くの方々から厳しい指摘がなされていることを真摯に受け止め、再発防止を徹底すること
 - 幹部職員はもちろんのこと、一人一人の職員が、日々の職務にしっかりと取り組み、県民の期待と信頼に応えていくこと
- 5 警察署等における少人数ミーティング【順次実施中】
警察署等において、具体的な事例を用いた少人数ミーティングを実施し、職務倫理に係る意識を醸成。
- 6 部外講師によるマネジメント研修【11月6日】
警察本部の幹部職員及び警察署長等に対する部外講師(社会保険労務士)による、コーチング、ジェネレーションギャップ、ハラスメント対策等に関する研修(マネジメント研修)を実施。
- 7 公文書の管理等に係る教養【10月27日】
本部所属及び警察署の担当者に対して、捜査書類をはじめとする公文書の適正な管理等の教養を実施。



➡ 以上は、公安委員会に、報告・説明し、指摘・指導を受けて実施している。